

## Wi-Fi Five 利用規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (本規約の目的)

株式会社テクノブラッド(以下「当社」といいます。)は、「Wi-Fi Five」利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「Wi-Fi Five」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

#### 第2条(本規約の範囲・変更)

当社は、本規約(別紙を含みます。)の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。なお、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

#### 第3条(用語の定義)

本規約(別紙を含みます。)において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
契約者	当社と本契約を締結している者。
Wi-Fiアクセスポイント装置 (以下「AP」といいます。)	モバイル端末を相互に接続し、他のネットワーク(有線LAN等)に接続する無線装置。
Wi-Fi(ワイファイ)	業界団体(Wi-Fi Alliance)によって定められた、APやモバイル端末を相互に無線で通信するための規格。
モバイル端末	スマートフォンやタブレット、ノートPC等の、契約者が準備し利用するWi-Fi規格に対応した端末。
インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線。
管理サーバー	APの設定等を保有し、契約者のWi-Fi環境をリアルタイムに管理している装置。
訪問オプション	契約者の請求に基づき、現地調査、AP設定、モバイル端末設定等を行うオプションメニュー。
サポート	契約者に代行し、契約者が利用する前にAPを設定する機能。また、AP設定の追加・修正・削除等を契約者の要請により提供する機能。
SSID名	一定の範囲における複数のAP、Wi-Fiがあった場合に識別する名前。
パスワード(暗号化キー)	Wi-Fiに接続する際に設定する暗号化、複合化するための英数字の組み合わせ。

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条(本サービスの提供範囲)

当社は、契約者に対し、別紙5(料金表)で定めるAPを提供し、契約者から請求があったときは、別紙2(提供する機能)に定める機能、および、別紙6(訪問オプションメニュー)で提供する訪問オプションを提供します。なお一部の機能は必須とさせていただきます。

### 第5条(提供区域)

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第6条(契約の単位)

当社は、インターネット接続回線ごとに第8条(契約申込の方法)に定める申込を受け、本契約を締結します。

### 第7条(最低利用期間)

1のAPごとに、24ヵ月を最低利用期間と設定します。

なお、当社が本サービスの月額利用料を無料キャンペーン、割引キャンペーン等として設定した期間は最低利用期間に含めないものとし、当該無料として設定した期間を経過した日を含む月から最低利用期間を設定するものとします。

### 第8条(契約申込の方法)

契約者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って申し出ていただきます。なお、契約者の本サービス申込後、次に掲げる事項その他申込にあたり必要な事項の確認のため、当社より、お客様に対し連絡することがあります。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) APの送付希望日、利用希望開始日
- (5) その他申込の内容を特定するための事項

### 第9条(契約申込の承諾)

- 1 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面(APの納品書)をもって契約者に通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付(AP送付日)から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができます。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあ

ります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込をした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
- (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3 当社が、前2項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第10条(契約申込内容の変更)

- 1 契約者は、第8条(契約申込の方法)に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### 第11条(権利の譲渡の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第12条(契約者の地位の承継)で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

#### 第12条(契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社にその旨を届け出てください。
- 2 本条第1項又の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

#### 第13条(契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、第8条(契約申込の方法)で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出てください。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

#### 第14条(AP設置場所の提供等)

- 1 当社が提供するAPを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- 2 当社が提供するAPIに必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- 3 当社が提供するAPが接続するインターネット接続回線は、契約者から提供していただきます。

#### 第15条 (AP設置場所の移転)

当社は、契約者から要請があったときは、APの設置場所の変更等の手続きを受付します。別のインターネット回線へAPを移転する場合には、その旨を当社へ通知し移転に際する設定変更のため当社へ送付するものとします。なお、契約者は移転に際する設定変更に際し別紙5(料金表)で定める移転に際する設定変更手数料を当社へ支払うものとします。当社へ送付する際の送料は契約者が負担するものとし、当社が契約者へ送付する際の送料は当社が負担するものとします。

#### 第16条 (提供するプランの変更)

契約者は、契約したプランの変更はできません。

### 第4章 禁止行為

#### 第17条 (営業活動の禁止)

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 第18条 (著作権等)

1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、又は、本サービスを提供する上で、管理サーバーの使用を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な、管理サーバーの使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

### 第5章 利用中止等

#### 第19条 (利用中止)

1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- (2) 第21条(利用の制限)の規定により、本サービスの提供を制限するとき。
- (3) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- (4) 当社が指定したサーバ等電気通信設備のメンテナンス時。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第20条(利用停止)

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、一定期間本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第17条(営業活動の禁止)、第18条(著作権等)及び第38条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7) 当社に損害を与えたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第21条(利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

## 第22条(本サービス提供の終了)

1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第23条(契約者による解約)

1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社に当社所定の方法により申し出ていただきます。

2 当社は、前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

## 第24条(当社による解約)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。また、

本条第3号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

1 第20条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

2 第22条(本サービス提供の終了)第1項に定めるとき。

3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

(4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

## 第6章 料金

### 第25条(料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙5(料金表)及び別紙6(訪問オプション料金表)に定めるところによります。

### 第26条(利用料金の支払義務)

1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日までの期間について、別紙5(料金表)に規定する月額料金の支払いを要します。また、契約者は、訪問オプションを利用したときは、作業の完了をもって、別紙6(訪問オプション料金表)に規定する訪問オプション料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

(1) 第20条に定める利用停止があったときは、契約者は、その期間中の初期費用(分割)、月額利用料の支払いを要します。

(2) 契約者が運営する店舗のリニューアル等により営業が一時中断し、当社にその旨を通知し当社が認めた場合にはその期間中の初期費用(分割)の支払いを要し、月額利用料は発生しないものとします。ただしその期間中の月数分が最低利用期間に加算され、月額利用料の支払いを要するものとします。

3 契約者は、本規約に基づいて訪問オプションの提供を受けたときは、設定作業等について、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。この場合において、当社は、契約者が当社所定の書面(電子媒体のものを含みます。)に押印又は署名する(電气的操作による確認作業を含みます。)ことにより訪問オプションの提供の完了を確認するものとします。

4 当社は、訪問オプションの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額(以下「該当料金合計額」といいます。)並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額(以下「請求金額」といいます。)を請求します。

### 第27条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しな

い額とします。)の2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第28条(延滞利息)

1 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第29条(料金計算方法等)

- 1 契約者がその契約に基づき支払う別紙5(料金表)の初月料金は、契約者が申し込みに際し申請した利用希望開始日をもとに利用開始された日を基準日とし、利用開始日が属する月を初月としてお支払いいただきます。
- 2 別紙5(料金表)に規定する解約金は、第7条(最低利用期間)で規定する期間に満たない利用期間分の月数に初期費用(分割)、月額利用料を乗じて計算します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 4 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、別紙8(料金計算方法等)に規定する当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金の支払いを要します。

#### 第30条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第31条(料金等の支払)

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する当社又は金融機関等において支払っていただきます。なお、支払に要する手数料は契約者の負担とします。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### 第32条(料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合又は契約者の申し出があり当社が認めた場合、2 月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第33条(消費税相当額の加算)

第26条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙5(料金表)及び別紙6(訪問オプション料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第34条(料金等の臨時減免)

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

### 第7章 損害賠償

#### 第35条(責任の制限)

1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったことにより契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る月額利用料を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
- (2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害。
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前2項の規定は適用しません。

#### 第36条(免責事項)

1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 当社は、問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、当社オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。

5 当社は、当社オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び訪問オプションの実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。

6 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

7 当社は、第19条(利用中止)、第20条(利用停止)、第21条(利用の制限)、第22条(本サービス提供の終了)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。



8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、AP に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

## 第8章 個人情報の取扱

### 第37条(個人情報の取扱)

1 契約者は、当社、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者(以下「委託会社」といいます。)が、本サービス提供のため、提供の過程において契約者名、住所、電話番号、メールアドレス、SSID名やパスワード(暗号化キー)等のAPIに設定する情報(以下「個人情報」といいます。)、及び、別紙7(サポートを提供するにあたり取得する情報)で規定する情報を知り得ることについて、同意していただきます。

2 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社および委託会社、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

(1)本サービスの提供

(2)当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(3)当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング

(4)アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付

(5)役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発

(6)各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内

(7)インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

4 当社および委託会社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報、及び、別紙7(サポートを提供するにあたり取得する情報)に規定する情報を利用します。

(1)契約者からの要請にもとづく、サポート

(2)ダッシュボードによるAP利用状況の契約者による閲覧

(3)本サービスの品質、機能改善のための情報分析

5 契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

6 当社は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

## 第9章 雑則

### 第38条(利用に係る契約者の義務)

1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1)APがインターネットに接続できる環境であること。
- (2)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

2 契約者が、訪問オプションの要請をする場合には、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

- (1)当社が契約者を訪問した際にAP設置(希望)場所に案内し電波調査や設定作業等へ立ち会うこと。
- (2)当社が電波調査、設定作業等の実施の際に、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜(電話又は通信回線等の使用を含みます。)を、契約者が当社に対して無償で提供すること。

3 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

- (1)当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6)当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10)本サービスに利用するパスワード(暗号化キー)、管理ツール(管理サーバー)で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (11)APを当社の許可なく第三者に譲渡し、転貸しないこと。
- (12)APを善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (13)APに故障が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (14)その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

#### 第39条(契約者の当社に対する協力事項)

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報(操作説明書等を含みます。)の提供。
- (3) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

#### 第40条(除外事項)

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供

を行わないことがあります。

- (1) 第38条(利用に係る契約者の義務)のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、前条(契約者の当社に対する協力事項)のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

#### 第41条(設備等の準備)

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

#### 第42条(法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第43条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第44条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第45条(紛争の解決)

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則(平成27年10月30日第1.0版)

- 1 本規約は、平成27年10月30日から実施します。

#### 【別紙1(提供時間)】

当社は、サポートに関して、年間通じて平日9時30分～18時30分までの間、専用受付番号で、当社オペレータによる

受付及びサポートを提供します。なお緊急時の連絡は365日24時間受け付けます。

また、当社は、訪問オプションに関して、年間通じて時間を問わず(料金は、日時により加算、割増料金となります)提供します。

#### 【別紙2(提供する機能)】

別紙5(料金表)で規定する提供機能

提供機能	内容
Wi-Fi 接続	IEEE802.11n に対応し、無線区間の最大通信速度 300Mbps の Wi-Fi 接続
モバイル端末同時接続	1 台の装置でモバイル端末 50 台(推奨)まで接続
フリーWi-Fi 接続 ※必須の機能です。	フリーWi-Fi(SSID「Wi-Five」)を利用した Wi-Fi 接続、利用者が閲覧するページ上に当社のタブを表示させ、タブ及びリンク先のページ上でキャンペーン等の紹介、広告等を配信
独自 SSID による Wi-Fi 接続	独自 SSID、パスワードを設定した Wi-Fi 接続(追加 SSID は 1 つまで)
通信帯域設定	SSID 毎に通信帯域を制限
無線自動チャンネル設定	電波干渉の少ない無線チャンネルを定期的に自動で選択
電波出力自動調整	高密度に Wi-Fi アクセスポイント装置を設置しても、自動で電波出力を調整して干渉を減らしパフォーマンスを最適化
5GHz への優先接続	電波干渉の少ない 5GHz を優先的に利用してモバイル端末と接続
Wi-Fi アクセスポイント設定	装置の初期設定を当社が事前に設定
ファームウェアアップデート	Wi-Fi 機器のファームウェアアップデート
ヘルプデスク	Wi-Fi 機器に関するヘルプデスクを提供 (平日 9 時 30 分～18 時 30 分、受付は 365 日 24 時間) Wi-Fi 機器のトラブル時に、管理サーバーから Wi-Fi 環境をリアルタイムに確認し、不具合箇所を確認し対応 (平日 9 時 30 分～18 時 30 分、受付は 365 日 24 時間) 装置が故障した場合は、迅速に交換用の装置を配送
設定	離れた店舗や複数の装置も管理サーバーから一元的に設定 ・Wi-Fi 機器のリモートリポート ・独自 SSID の設定、変更 ・Wi-Fi 機器の IP アドレス設定、変更
保守	AP 送付日から 2 年間のセンドバック保守

#### 【別紙3(モバイル端末のサポート範囲)】

すべてのモバイル端末での接続性を保証するものではありません。ご了承ください。

【別紙4(訪問オプションのメニュー)】

要望された希望日にあわせて、当社が訪問し、サービスを提供します。訪問オプションのサービス内容は以下のとおりです。

メニュー		サービス内容
メニュー1	機器設置、設定および配線工事	・APを棚上に設置 ・PoEの設置 ・LANをモールや棚上等に配線
メニュー2	モバイル端末設定	スマートフォン・タブレットにSSID、暗号化キー等を設定
メニュー3	電波調査・設計	干渉を含めた電波環境を調査し、AP設置位置や台数をアドバイス。

【別紙5(料金表)】

(料金は税別)

[初期費用なしプラン]

初期費用(分割)	1,500円/AP
月額利用料	2,400円/AP
解約金	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24ヵ月)に満たない月数に初期費用(分割)、月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

[初期費用ありプラン]

初期費用	30,000円/AP
月額利用料	2,400円/AP
解約金	第7条(最低利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間(24ヵ月)に満たない月数に月額利用料を乗じた額を、一括で支払っていただきます。

(注)最低利用期間終了後、初期費用(分割)は発生しません。

(注)解約金は1APごとにお支払いいただくものです。

(注)1日でも有料で利用した月は、利用期間の1月とみなします。

(注)解約金は消費税の課税対象です。

(注)弊社担当者に見積を依頼し発注された場合は発注書記載の金額が優先されるものとします。

(注)壁や天井へ取り付ける専用マウントキットは別途お見積りとなります。

(注)解約時に当該APと管理サーバーとの接続は切断され設定は初期化されます。

[移転に際する設定変更手数料]

移転に際する設定変	10,000円/AP(1台目)
-----------	-----------------

更手数料	7,000円/AP(2台目以降)
------	------------------

[管理ツール(管理サーバー)の閲覧権限]

管理ツール(管理サーバー)の閲覧権限	別途お見積り
--------------------	--------

【別紙6(訪問オプション料金表)】

(料金は税別)

メニュー		料金
メニュー1	機器設置、設定および配線工事	当社が別に算定する実費。
メニュー2	モバイル端末設定	当社が別に算定する実費。
メニュー3	電波調査・設計	当社が別に算定する実費。

【別紙7(サポートを提供するにあたり取得する情報)】

当社は、以下の情報を取得し、管理サーバーで保有します。

1モバイル端末のMACアドレス、機種情報、OSの種類、ブラウザの種類

2モバイル端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

【別紙8(料金計算方法等)】

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める内容	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合